	㈥　牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。） ㈦　食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
蜜蜂	㈠　確認済豚血粉等 ㈡　確認済チキンミール等 ㈢　確認済魚介類由来たん白質

別表第一の二の⑵⑴のウからクまでを削る。

別表第一の二の⑵⑴のアヰ「ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、牛等」を「動物由来たん白質は、⑴のイの表の第１欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等」に改め、同⑵のヰ及びウを削り、同⑵のヰヰ「ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質」を「動物由来たん白質」に改め、同ヰを同ヤとする。

別表第一の二の⑵に次のように加える。

ウ　確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む養殖水産動物を対象とする飼料は、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等を含まない飼料の製造工程と分離していることについて農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されなければならない。

別表第一の二の⑶を次のように改める。

⑶　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、⑴のイの表の第１欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

別表第一の二の⑷を次のように改める。

⑷　動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、⑴のイの表の第１欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第２欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

別表第一の二の⑸のアヰ「確認済血粉等」を「確認済豚血粉等」に、「若しくは確認済原料混合肉粉骨等」を「、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等」に改め、同⑸のイヰ「確認済血粉等」を「確認済豚血粉等」に改め、「する飼料」の次に「（確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む飼料を除く。）」を加え、同⑸に次のように加える。

ウ　確認済牛血粉等、確認済牛肉骨粉等又は⑵のウの確認を受けた工程で製造された養殖水産動物を対象とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

１　この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらには使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏又はうずらに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。

２　この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

別表第一の五の⑴のアヰ「105±1°」を「105±1℃」に改め、同⑴のウヰ「牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位」を「牛の脊柱等」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。